

平成31年度

幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所

入園申込受付のご案内

問合せ先 子ども未来課子ども総務グループ(あいあい ☎84-3315)



幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業所の入園には「認定」が必要です！

「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園・保育所・認定こども園、小規模保育事業所に入園するためには、「認定」を受けていただく必要があります。

子どもの年齢や保護者の就労状況、利用を希望する施設に応じて3つの認定区分(右表参照)に分けられ、認定区分に応じて利用できる施設が異なります。

認定区分	入園希望のお子さん		利用施設
1号認定	満3歳以上	保育を必要としない場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		保護者の就労などで、保育を必要とする場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満	※保育の必要量によって ①保育標準時間と ②保育短時間に区分	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育事業所

区分		利用できる保育時間
①保育標準時間(フルタイム就労などを想定)		1日最長11時間
②保育短時間(パートタイム就労などを想定)		1日最長8時間



幼稚園

※私立幼稚園は園へ直接お申し込みください。

願書等交付 10月1日(月)～

願書等受付 11月5日(月)～9日(金)

申込資格 市内に住所を有する次の期間に生まれた幼児
<1号認定>

- ▷3歳児…平成27年4月2日～平成28年4月1日
- ▷4歳児…平成26年4月2日～平成27年4月1日
- ▷5歳児…平成25年4月2日～平成26年4月1日
- ※平成31年3月31日までに、市内へ住所を異動する予定でも申し込みできます(確約書が必要)。

願書等交付 10月1日(月)(土・日曜日、祝日は除く午前8時30分～午後5時15分)から、総合保健福祉センター(あいあい6番窓口)でお渡します。

※市ホームページからもダウンロード可

願書等受付 11月5日(月)～9日(金)(午前8時30分～午後5時15分)に、総合保健福祉センター(あいあい6番窓口)へ提出してください。

教育時間

午前8時30分～午後2時
(土・日曜日、祝日は除く)

※水曜日は午前11時30分まで

※3歳児は年度当初、教育時間が異なります。

その他

▷複数の園への申し込みはできません。

▷申込者が募集人数を超えた場合は、11月24日(土)に抽選を行います。

▷募集人数に満たない場合は、2次募集を行います。

▷平成30年1月2日以降に亀山市に転入または転入予定の人は、平成30年1月1日時点の住民登録地の役所が交付する所得課税証明書を願書等に添えて提出していただく必要があります。

園名 (市内公立幼稚園)	所在地	3歳児【3年教育】	4歳児【2年教育】	5歳児【1年教育】
		募集予定人数(カッコ内は定員)		
亀山幼稚園	江ヶ室一丁目2番10号	25人(25人)	10人(35人)	14人(35人)
亀山東幼稚園	本町一丁目9番17号	25人(25人)	11人(35人)	13人(35人)
井田川幼稚園	みどり町53番地1	25人(25人)	11人(35人)	16人(35人)
みずほ台幼稚園	みずほ台14番地295	25人(25人)	16人(35人)	16人(35人)

※募集予定人数は、平成30年8月1日時点の在園児数から算出



保育所・認定こども園・小規模保育事業所

申込書等交付 10月1日(月)～

申込書等受付 10月15日(月)～11月2日(金)

申込資格 市内に住所を有する、次の期間に生まれた(出産予定の)就学前の保育が必要な乳幼児

※平成31年3月31日までに、市内へ住所を異動する予定でも申し込みできます(確約書が必要)。

<1号認定>

⇒認定こども園

▷3歳児…平成27年4月2日～平成28年4月1日

▷4歳児…平成26年4月2日～平成27年4月1日

▷5歳児…平成25年4月2日～平成26年4月1日

<2号認定>

⇒保育所

⇒認定こども園

▷3歳児…平成27年4月2日～平成28年4月1日

▷4歳児…平成26年4月2日～平成27年4月1日

▷5歳児…平成25年4月2日～平成26年4月1日

<3号認定>

⇒保育所

⇒認定こども園

⇒小規模保育事業所

▷0歳児…平成30年4月2日～平成31年8月31日
(満6カ月を迎えた月の翌月の初日以降に利用可・出産前の申込可)

▷1歳児…平成29年4月2日～平成30年4月1日

▷2歳児…平成28年4月2日～平成29年4月1日

申込書等交付 10月1日(月)(土・日曜日、祝日は除く午前8時30分～午後5時15分)から、総合保健福祉センター(あいあい6番窓口)、関支所(地域サービスグループ)でお渡しします。

※市ホームページからもダウンロード可

申込書等受付 10月15日(月)～11月2日(金)(土・日曜日は除く午前8時30分～午後5時15分)に、総合保健福祉センター(あいあい6番窓口)、関支所(地域サービスグループ)へ提出してください。

※認印をご持参ください。

※申込書等は、郵送でも受付します(締切日必着)。ただし、締切日時点で不備がある場合は受付できません。

その他

▷入所の決定は受付順ではありません。

▷1号認定は、募集人数を超えた場合は11月24日(土)に抽選を行います。また、募集人数に満たない場合は、2次募集を行います。

▷2号・3号認定は、保護者の就労状況などにより、入所の利用調整を行います。

▷利用者負担額(保育料)は、市町村民税の所得割を基に算定します。詳しくは、市ホームページに掲載の利用案内でご確認ください。

▷平成30年1月2日以降に亀山市に転入または転入予定の人は、平成30年1月1日時点の住民登録地の役所が交付する所得課税証明書を申込書等に添えて提出していただく必要があります。

<保育所>

保育所名		所在地
市立	第一愛護園	南崎町751番地
	第二愛護園	本町四丁目8番25号
	みなみ保育園	天神三丁目2番33号
	神辺保育園	太岡寺町1259番地2
	昼生保育園	中庄町695番地3
	和田保育園	和田町1488番地168
	川崎南保育園	長明寺町250番地2
私立	加太保育園	加太板屋4620番地
	第三愛護園	南野町9番1号
	亀山愛児園	東町一丁目10番16号1
	川崎愛児園	川崎町4928番地
	野登ルンビニ園	両尾町2193番地
	なのはな保育園	川合町1209番地

<認定こども園>

認定こども園名	所在地
(市立) 関認定こども園アスレ	関町木崎786番地

※認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、保護者の就労状況などに関わりなく利用できる、教育・保育を一体的に行う施設です。

<小規模保育事業所>

小規模保育事業所名	所在地
(私立) ちびっこかめやま園	上野町270番地20
(私立) かめ愛こどもの家	東町一丁目6番27号

※小規模保育事業所は、0歳～2歳のお子さんを対象に定員19人以下の小規模な環境で行う保育です。保育内容(給食の提供、保育時間、利用者負担額[保育料])などは、認可保育所に準じています。

※卒園後は、連携保育所などへ入園することができます。

